

# 京都市帝國大學經濟學會

# 經濟論叢

第 三 號      第 二 十 二 卷

大 正 十 四 年 三 月 一 日 發 行

## 論 叢

御家人の特質……………文學博士 三浦 周行

課税に於ける家族事情の考慮……………法學博士 神戸 正雄

フッサールの現象學……………文學博士 米田庄太郎

日銀物價指數の研究……………法學士 沙見 三郎

## 時 論

支那の共和政治の成立及び建設……………文學博士 矢野 仁一

小作問題と朝鮮の小作制……………法學博士 河田 嗣郎

## 說 苑

英國經濟學發展の一大觀……………法學博士 財部 靜治

## 雜 錄

佛蘭西財政狀態と相續税……………經濟學士 小川福太郎

海運同盟の研究に關する參考資料に就いて……………法學士 小島昌太郎

# 小作問題と朝鮮の小作制 (下)

河田 嗣 郎

- 一 小作制の實狀と小作問題の性質
- 二 地主と小作人との實況
- 三 小作の種類及方法
- 四 小作契約の方法及内容
- 五 小作期間及小作料
- 六 地主及小作人の權利義務
- 七 地主の施設と小作人組合
- 八 小作問題の起不起

前號所載

本號掲載

## 五 小作期間及小作料

何れの國に在つても幼稚なる小作制度の下に於ては、小作契約はたゞ口頭を以て取結ばれる位であるから、小作の繼續すべき期間に就いても、豫め明瞭なる約定の行はるゝことなきを例とする。即ち所謂期限の定めなき契約であつて、從て地主の側に於ても小作人の側に於ても、隨時に解約を爲すを得るものとし、その解約はたゞ慣習上普通作物收穫後の兩當事者に最も都合よく損

害少き時期に於てすることになつて居るだけである。朝鮮の小作契約も従來は大抵これであつた。然るに近時小作關係が従前の徳義的な關係から漸次法律的な契約關係と化せんとする風あり、小作爭議も時々起るし、爭議といふ迄には至らずとも小作契約條件に關して彼此面倒の發生するやうになつて來たものだから、契約が文書に依つて行はるゝに至らんとする傾向あるに連れて、小作期間亦これを明かに約定し置く風が段々著明になつて來た。

然らば其の小作の期間はいふに普通三年乃至五年なるを最も多しとし、長きは十年短きは一年といふのもある。そして舊い慣習の其儘に残つて居る所でも小作の期限は一年々々を以て區切りとするといふ考は廣く行はれて居る次第で、たゞ其所に期間の明約なき場合には、特殊の事情なき限り、其の一區切りづゝが三年でも五年でも繼續するものといふ風に考へらるゝのである。然るに斯かる期間の明約なく舊來の慣習通りの状態の繼續して居る所では、二三十年も引續き同一小作人に依る小作の行はるゝものあり、又二三代も相承けて同一地を小作して居るやうな者もある。<sup>18)</sup>

たゞ近時文書に依り小作期間を明かに約定せんとする者に在つては、地主は成るべく其の期間の短かゝらんことを希望し、短かければ短きほど苦情の起る餘地が少くて結構だといふ風に考へるやうになつた。由來小作制なるものは其の契約の期間が餘り短いといふと、小作人が土地を愛

18) 全羅南道小作慣行調査書一五五——一五七頁  
全羅北道小作制度並農家經濟に關する調査書一二頁

惜する念乏しく掠奪經營の行はれ易いものだけ、朝鮮の農業は元來掠奪的な遺方で、小作人の如きは施肥を行ふこと少きを例とするのだから、期間の短い爲めに特に著しく掠奪的に土地が使用せらるゝに至るとも考へられぬのである。然し一般の傾向として斯かる短期小作が風を爲すに至れば、掠奪經營の依然として或は益々多く行はるゝに至るは免れ難いから、此事今後に於ける朝鮮の農作改良の上から見れば、決して喜ぶべき現象にあらず、之が爲めに改良の妨げらるゝ所少からざるべきは、疑ひ難き所である。

次に小作料に就いて見るに、前に之を明かにしたやうに、朝鮮の小作制はその小作料の定め方に依り、定租法と打租法と検見法との區別が設けられ、其の行はるゝ状況は地方に依り同一様でない。然し定租法は畝に於ては土地の等級に應じて既往數年間の平均收穫高を基準とし其の四五割に相當する小作料を定むるを例とする。田に於ては右同様平均收穫高の三四割を以て小作料と爲すが普通であるが、賣買地價を標準として其の三四割と定むるものもある。打租法に在つては畝田ともに作物の收穫調製の際之を折半して小作料と爲す。執租法(検見法)に於ては、作物の成熟期前後に實地檢分の上大抵出來高の五割見當と思はるゝ所を以て其年の小作料と定むるのである。然しそれ等各種方法に於ける實際の小作料額に至つては、固より地方の異なるにより又地主の異なるに依り同一様なるを得ず、其間手心の用ゐられ得る餘地も固より大である。

右は小作料の大きさの定め方であるが、然らばその小作料の種類はといふに、畚に於ては大部分は其の土地の生産物そのものを以て小作料と爲し、金錢を以て小作料を納むるものや、他の代物を以てするものは甚だ少い。然るに田に在つては生産實物を以てするは却つて少く、金錢又は代物を以てするが多い。そして畚の場合の小作料は粃なるが最も普通で稀に白米を納入するものがある。田の小作料は麥、大豆を以てするが多く、棉、粟、稗、其他胡麻、小豆、綠豆、蘿蔔、大麻、煙草、高粱等を以てするものもある。

今全羅南道に於ける現物、金錢及代物小作料の相互割合を見るに、畚に在つては現物を以てするもの九割八分の多きに居り、貨幣納たるは二分に過ぎず、代物納たるは殆んど稀である。田に在つては、現物を納入するもの五割八分金錢納二分代物納入四割といふ割合になつて居る。<sup>19)</sup> 全羅北道に在つては、畚に於て收穫現物を以てするもの九割金錢を以てするもの一割で田に於て現物を以てするもの八割金錢を以てするもの一割代物を以てするもの一割といふ割合である。<sup>20)</sup> そして又實物納でも金錢納でも何れでも可とされたのもあり(驛屯土及東拓小作地の如き)その場合に於ける換算方法については一定の標準の與へられたるを多しとする。尙又山間部地方に於ては畚の小作料も之を實物納としては運搬に不便なる爲めに、金錢に換算して納入せしむる習慣のある所もある。されば金錢納は實物納に比すれば一般的には進歩した方法だけれど、一概にさう謂ひ得

19) 小作慣行調査書二〇七——二一〇頁

20) 小作制度並農家經濟に関する調査書一三頁

られない場合あるを忘れてはならぬ。

次に小作料の高に就いては、其の大様は上に既に之を述べたが、尙ほ今少しく立入つて之を觀察せむに、其高は之を其額に於て見るも、其の收穫量に對する歩合に於て見るも、土地の種類及等級、水利耕作上の便否、公課及改良修繕費乃至は種子肥料等の負擔の關係、更には小作方法等に依り固より一定せず、又裏作及副産物の有無、金銭納なる場合には農産物の價格の高低等に依りても相違せざるを得ない。今試にたゞ特殊の場合を除き普通の状態として全羅南道に於ける水田及畑地の小作料を其の段當實額に就いて見るに、大體左の如きを以て其の標準額とするといふことである。<sup>21)</sup>

即ち番に在つては、上番は粃約二石中番は約一石五斗下番は約八斗といふ有様で平均して見れば反當約一石二三斗といふ所である。

田に在つては粃ならば約四斗内外、麥ならば約六斗内外、大豆ならば約五斗位、棉ならば約三十斤、木棉ならば約二疋といふ見當である。

其他の地方に在つては、忠清北道、平安南道、江原道の如き何れも番の小作料は粃ならば一石内外を以て普通とし、咸鏡南道では上番一石六斗中番二石三斗五升下番一石五升といふ有様でやゝ高い。慶尙南道あたりでも普通粃一石二斗乃至一石六斗位のことである。田の小作料は甚だ

21) 小作慣行調査書二二四頁以下

區々である。

然らば番田小作料が其地の收穫量に對する歩合はといふに、全羅南道に於て郡を單位として調査せる所に照し見れば、大様左の如き有様である。<sup>22)</sup>

	最	高	最	低	普	通
賭 只 法	六	割	三	割	五	分
打 作 法	五	割	五	割	五	割
執 穗 法	六	割	五	分	四	割
					五	割乃至六割

若し之を個人々々に就いて調査せば執租法の如きに在つては檢見の方法當を失する場合には七割以上に及ぶものもある。其代り定租法執租法とも低きに至つては三割位なのも少しとせない。然し此の小作料は裏作及畦畔の作物を小作人の收得と爲すを例とするから其事を考へ、又租稅公課や水利費等の小作人に轉嫁さるゝ場合には之を差引き計算する等のことを爲すに於ては、地主と小作人との間に於ける收穫分配の狀況としては必ずしも其の實際歩合を示すものではない。

全羅北道に於ける調査によれば<sup>23)</sup>小作料の收穫量に對する歩合は

	最	低	普	通
賭 只 法	七	割	五	分
打 作 法	五	割	五	分
執 穗 法	六	割	四	割
			五	分

22) 同書二二四頁以下

23) 小作制度並農家經濟に關する調査書一三頁

全羅南北道とも大概似たものであるが、たゞ執穂法に於ける歩合で南道の方北道よりも少し高いやうに見ゆる。他の各道について見るも、畚の小作料は最高五割乃至七割最低三割五分乃至五割普通四割乃至五割といふ見當である。たゞ例外として慶尙南道に於て畚の賭只法に依る小作料最高八割といふのがある。其代り最低は三割で普通はやはり五割となつて居る。<sup>24)</sup>

田(畑)に於ける小作料は既述の如く金錢納であつたり、代物納であつたりする場合が多いから、其の收穫物に對する歩合を示すことは頗る困難であるが、全羅南道の調査に於て主作裏作間の總生産高に對する歩合なりとして示さるゝ所を見れば<sup>25)</sup>

	最	高	最	低	普	通
賭 只 法	三	割	一	割	二	割乃至三割
打 作 法	五	割	五	割	五	割
執 穂 法						

となつて居る。概して田の小作料が畚の小作料に比し低安なるは之を知るに難からざる所なりとする。但し他の道に在つては、やはり最高七、八割から最低三割位で普通四、五割となつて居る。之は地方に依り畑作の重きを爲す所と輕視さるゝ所とあるに依り異なる次第で、一概に言ひ難きは當然である。

仍て今小作料の收穫量に對する歩合に就き參考の爲め我が内地に於ける實狀を窺ふに、農務局

24) 小作慣行調査書二二八頁以下

25) 同書二二五頁以下



大正九年調査にかゝる五個年平均に就いて見れば、北海道を除く四十六府縣の平均に於て、一毛作田五割である。二毛作田に於ては(三十八府縣平均)五割五分に當つて居る。<sup>26)</sup> 明治四十一年より大正元年に至る五ヶ年平均では、一毛作田(北海道を加へて一道四十六府縣平均)上田五割四分七厘、中田五割三分五厘、下田五割一分一厘であつた。二毛作田では(三十八府縣平均)上田五割八分二厘、中田五割六分九厘、下田五割四分六厘であつた。<sup>27)</sup> 内地朝鮮共に大低似たものだが、平均的には内地の小作料の方が少し高き歩合に當つて居るといへるであらう。勿論かゝる彼此はたゞ大體の概念を與ふるに過ぎぬ。

次に小作料が田畑地の價格に對する歩合に就いて見るに、之は地方々に依り土地の價格の著しく相違するに加へて、少作料として納入さるゝ物の價格も變動常なき次第であるから、たゞ或地方につき或時期に於ける大體の歩合を示し得るに過ぎぬ。今全羅南道に於ける大正十年末の狀況に於て、普通と認めらるゝ反當地價に對する普通小作料の歩合として示さるゝ所は、<sup>28)</sup>

地價	小作料	歩合
賭只法	一五〇 <sup>円</sup>	一割
打作法	一五〇	一割五分
執穗法	一二〇	一割二分五厘

26) 農商務省食糧局『土地利用及開墾事業參考資料』(大正十三年十月) 六〇—六三頁  
 27) 拙著『農業勞働と小作制』二七一頁以下  
 (農務局調査『小作世行に關する資料』一頁以下)  
 28) 小作價行調査書二二六頁以下

賭只及打作法小作の行はる、番は上番であつて、執穂法の行はる、ものは中下番である。

賭只法	地 價	小 作 料	
		步	合
田 打 作 法	一〇円	一割五分	
	七〇	一割五分	
執穂法		一割五分	
		一割六分	

右二表に依て見れば、朝鮮では一般に地價の低安なる結果、小作料は地價の一割乃至一割五分に當る有様である。元來地價は小作料收入を基礎とし之を普通利子歩合にて資本額に計算したものの(即ち所謂收益價格)を標準とすべきものであるから、普通利子歩合の年一割乃至二三割に及ぶ朝鮮の状態としては、斯く土地の價格に對する小作料廻りが一割乃至一割五分に當るのは、謂はゞ當然である。之でも尙ほその利廻りは普通利子歩合に比すれば低い方であるが、その低いのは、土地の賣買價格が收益價格標準以上に高くなつて居るを例とする一般の事情より來る次第で不思議はない。内地に於て普通利子歩合は六、七分なのに農地の利廻りは三分か四分にしか當らぬと理窟に於て變る所はない。されば朝鮮に於ける普通利子歩合が内地のそれより高き限りは、朝鮮農地の地價は内地の地價よりも安かるべき筈で、其の地價が安い限りは小作料廻りは内地以上が高かるべき筈である。事情は循環的である。

然るに今全羅北道の調査について見れば、左表の如き状態が示されてある。<sup>29)</sup>

29) 小作制度と農家經濟に關する調査書一三頁

地價		小作料		歩合	
賭只法	地價	小作料	歩合	打作法	歩合
三〇〇	三〇〇	一六・八〇	〇・五六	二五〇	〇・五六
二五〇	二五〇	一四・二〇	〇・五六	一四・二〇	〇・五六
二五〇	二五〇	一四・二〇	〇・五六	一四・二〇	〇・五六

此表では地價が頗る高く表はれて居て、利廻り歩合は賭只、打作、執穂法とも五分六厘にしか當らぬことになつて居る。なせそんな地價が高いのか私には見當がつかぬ。全北地方でも普通利子歩合は五分六厘の利廻りに比し遙かに高かるべき筈だから、斯く地價の高いのは、利子歩合が安い爲めではなく、何か他に理由あることであらう。恐らくは、調査が或特殊な地方について行はれた結果かゝる數字を見るに至つたのもあらう。されば之を同調査書が反當地價と小作料との比較を年次的に示した所について見れば、状態は大抵全羅南道と大差なき有様になつて居る。<sup>80)</sup>

地價		小作料		歩合	
大正元年	大正五年	大正七年	大正元年	大正五年	大正七年
四〇	六〇	二〇	四・〇〇	一・二六	一〇(穀一石四圓)
一四	二〇	二四	一・二六	一・八五	九(大麥一石參圓五拾錢)
六〇	二〇	二四	六・五〇	一・八五	大豆同 貳圓八拾錢
二〇	二〇	二四	一・八五	一・八五	一(穀一石五圓)
二〇	二〇	二四	一四・〇〇	一・八五	一(穀同九圓)
二四	二四	二四	二・五〇	二・五〇	一〇(大麥同六圓)
					(大豆同七圓)

大正十年	番	一二〇	二四・〇〇	二〇(稷同拾六圓)
田		三五	六〇〇	一六(大豆同拾四圓)

此位が一般の状況と見て大過ないであらう。之を他道について見るも、小作料の對地價歩合は低きは八分五厘位から高きは一割四分位に及むで居る。平均的には先づ一割内外といふ所である。<sup>31)</sup>

次に小作料の變動に就いて其の趨向として示さるゝ所を見るに、全羅南道の如きに在つては、大體に於ては大したる變動なく、たゞ農耕方法の進歩、水利の完成、交通運搬機關の普及發達、一般物價の騰貴、租稅其他公課の増徴等の事實あるが爲めに、多少小作料の引上げられたるを思はしむるものも無きにあらずとせらるゝ。又地主に依ては地價釣上等の目的を以て故意に小作料を引上げる者あるを免れ難きは、何處も同じことである。<sup>32)</sup> 全羅北道に於ては小作料は最近十年間に於て二割五分乃至三割の騰貴を見たりとせられてある。その理由としては、土地賣買の行はる際小作料を高くして賣買せらるゝこと、韓國併合前には官に於て小作料を制限したる結果や小作料の均一を保ちたるも、現今斯くの如き制限なきにより地主に於て任意小作料の引上を行ふこと、小作料の高きを厭はず小作を得んとする者少からざること、が掲げられてある。<sup>33)</sup> 就中第二の事情は注意に値するものと謂はねばならぬ。

31) 小作慣行調査書二三二頁

32) 同書二五〇頁

33) 小作制度並農家經濟に關する調査書一四頁

次に小作料の増徴減免について見るに、増徴を一時限り行ふことは普通には其例が無い。之に反して不作の場合にその減免を行ふ慣習は廣く行はれて居る。其の減免の程度は小作方法の異なるに依り又地主の異なるにより一様でないが普通の例に就いて見れば、定租法の下に於ては收穫の皆無なる場合又は種子量にも満たざる如き場合には小作料は全免せられ、收穫五割減にも及べば定租法を打租法に改めて收穫質量に應じ小作料を取立てたり、又は半減したりするのである。そして二割減收位までは小作料の減額は行はれない。次に打作法の下に在つては、三割作位迄は小作料を徴收し二割作以下にも及べば之を免除するを例と爲す。次に執穂法の下に在つては小作料協定後二割以上の減收を見ればやはり又検見の上相當の小作料低減を行ふものとする。

將來に涉る永續的なる小作料の増減は、普通は多く行はるゝことなきも、土地の改良が行はれたり、水利の便が整へられたりして永續的に收穫量の増加を見るに至りたる場合には、小作料の増徴さるゝ例が小さい。特に水利組合が組織され排水灌漑の設備の完成されたる如き場合には、小作料が五割制より六割制に改めらるゝ如きは多く之を見る著明の例なりとする。之に反して土地が水害其他に依り永續的に收穫を減ずるに至れば小作料も従て低減せらるべきだが、斯かる事例は實際には比較的乏しく特記するほどのものが無い。そして朝鮮に在つてはまだ小作人運動の爲めに一般的に小作料の輕減を見るまでにはなつて居らぬ。

次に小作料納付の時期、場所、方法、計量等に就いて見るに、納付の時期は定租制及執穗制に於ては普通十一月及十二月中に於てし、打作制に於ては收穫後直ちに之を納付するを原則とする。納付の場所は、定租及執穗法に在ては地主の居所近きときは其の居所とし、不在地主なれば舍音の居所又は地主の指定したる場所に納入す。打作法に在ては、納付すべき物件の所在現場に於て納付し、又は地主の指定せる場所に納付す。そして小作料は定租及執穗法に在りては粃一石吸入として納付し、打作法に在つては、稻のまゝ分束として現場に於て納付するか又は粃吸入として納入す。そして小作米の大部分は輸移出せらるゝのであるから、近來は粃の品質乾燥等に就き一定の制限を爲し改良種の粃を納むべきものとし、其の検査を爲すものが多い。在來種を納入する場合には一石に對し一斗を増加すべきものとして居る地主もある。一般的に朝鮮米は、從來その乾燥調製方法の劣れる爲め内地に於て聲價低かつたのであるから、近時は此點に關して大いなる改良が行はれつゝあり、従て小作米に就いても此點が嚴重にせられ、其點に改良の跡著しき小作人には賞與を爲す等の方法まで講せられて居る有様である。そして其の努力が近年大いに功を奏して來たことは世の廣く之を認むる所なりとする。小作米の計量は容量に依るを普通とし、梶を用ゆれども均棒を用ゐざるが多く、之を使用する者は計量前唐箕撰を爲す。之を使用せざる者の中には一斗につき約五合内外を盛梶とするを例とす。容量及斤量に依るものは斤量最少限度を石

百六十斤乃至百七十五斤を標準とする。(全羅南道)又一石を百八十斤乃至二百斤に換算する例をも見る(全羅北道)次に小作米の運搬は賭租及執穂法に於ては、二里又は三里以内なれば小作人その費用を負担して運搬する。不在地主の場合は舍音の宅までは小作人之を運搬し舍音より地主迄の運搬は地主の負担とするが例である。<sup>34)</sup>

最後に小作料の滞納であるが、怠納する者は甚だ少い。怠滞甚しければ小作契約は解除せられるが、二三ヶ月位のことであつたら解約はせない。併し或は小作料につき實物延滞料を徴収するとか、一定の金利を徴収するとか、督促毎にその料金を徴するとかの色々な制裁方法が行はれる。

## 六 地主及小作人の權利義務

以上述べ來つた所に依て明かなる如く、朝鮮の小作制はまだ甚だ幼稚の域を脱し得ないものであるから、地主と小作人との權利義務の關係に就いても、多くはたゞ慣習的に定まれるものあるに過ぎぬ。文書契約に依て其の明約せらるゝは少く、又法規上にも明確精細の規定は出來て居らぬ。

併し試に其の大體に就いて觀察すれば、先づ小作地の租稅其他の諸公課負擔に就いては、地方に依り又耕地の良否に依り多少づゝ差違あるを免れぬ。元來朝鮮の地稅は制令を以て發布したる

34) 小作制並農家經濟に關する調査書一六頁  
小作慣行調査書二七九——二九五頁

地稅令に依つて賦課するものであつて、土地臺帳に登録したる地價の千分の十七を一年の稅額として居る。地價は土地調査に依り土地の收穫其他諸般の事情を參酌して査定したるもので地積一反歩につき全鮮平均畝は三十八圓二十五錢田は九圓七十二錢に當つて居る。かくて耕地一段當り地稅額は全道平均に於て畝六十五錢餘田十六錢餘である。そして地稅に對する附加稅は本稅一圓に對し地方費二十五錢乃至三十錢、面費二十錢乃至二十圓平均五十錢ばかりとなつて居る。尙ほ地稅を基礎として負擔さるゝものに學校費等がある。此等の地稅及之に對する附加稅を合算するときは、耕地一反歩平均負擔額は畝九十錢、田二十二錢位である。之を内地に於ける一反歩當田三圓餘畑八十錢に比較すれば約四分一に當る。因に朝鮮に在つてはまた個人に對する所得稅及營業稅を課して居らぬから一般農家の負擔となるものでは地方費及面費として徵收する戶稅を最も大なるものとす。大正九年に於けるその一戸當平均地方費及面費は各一圓二十錢であつた。この戶稅と地稅及其の附加稅一戸平均負擔額七圓五十錢を加ふれば農家一戸當り平均稅負擔額は拾圓である。内地の一戸當平均四十三圓に比しやはり約四分一ばかりに當つて居る。<sup>35)</sup>

右等諸稅の内地租は原則としては固より土地所有者が之を負擔すべきものであるが、鮮人地主の一部及内地人地主の主なる者を除き實際に多くは小作人に轉嫁されて居る。地稅以外の諸公課も小作人に轉嫁さるゝ場合が少くない。水利組合の費用の如きまでその一部分を小作人に負擔せ



しむるもの寧ろ多きは、曾ても論じた通りである。

全羅北道の調査に依るも、「地租諸公課は殆んど小作人に負擔せしむるも東拓及内地人地主は地主に於て負擔し居れり、之が爲め小作料を他に比し稍々高率に徵收する如し」と記されてある。地主が租負擔を爲しても其爲め小作料が他に比し高く徵せらるゝやうでは、やはり租の全部又は一部は小作人に轉嫁さるゝわけである。尙ほ鮮人地主に在りては、東分(打作)の場合は相互半額を負擔し、賭只の場合は地主中八割は地主の負擔とし殘部の地主は全部小作人に負擔せしむるものある旨が記されてある。即ち小作料徵收の際に税金に充當して徵收するのであつて、地方に依りては一反歩につき糶約三斗を加徴することである。<sup>36)</sup>

尙ほ他の道に在りては、地稅は賭只制小作なるときは小作人負擔し、打作制なるときは地主負擔するものや(忠清北道、忠清南道、平安南道、咸鏡南道、京畿道)地稅及附加稅は地主の負擔とするものや(江原道、平安北道、咸鏡北道)小作人之を負擔するものや(慶尙北道、慶尙南道)色々になつて居る。<sup>37)</sup>

次に小作地の修理及改良費の負擔に就いては、農道、畦畔、用水路等の小修繕、堤堰洩等の小破損の如きであつて、夫役以外多く費用を要せざるものは、小作人に於て之を行ふを例とする。然るに大修繕に至つては小作人は夫役を提供し、材料其他の費用は地主之を負擔するを例とす

36) 小作制並農家經濟に關する調査書一八頁

37) 小作慣行調査書二九——三〇頁

る。「契」(一種の組合)を設けて堤堰淤等を新設する場合にもやはり現金は地主の負擔とし小作人は夫役に當るが普通である。

尙ほ小作人の雜種負擔に關しては、全羅北道の調査書は次の如く記して居る。

一般には該當事項なきもの如し。

長水郡地方にありては草刈松葉取りの夫役に地主及舍音は自己の小作人全部をして出役せしめ地主自作地の草刈を命じ而して賃金として普通賃金の半額も支拂はずして之を爲さしめ又は松枝の伐採及松葉の掻集め等も小作人全部出役せしめ賃金として草刈同様普通の賃金の二分の一位を支拂ふのみなり。

生産粟の納付―地主及舍音は小作人に對し一斗落に一枚(普通三束を以て一枚とす)宛粟を持ち來らしめ之れに對しては普通の時價の四分の一を支拂ふのみなり。

淳昌郡一部地方にありては小作料收納の際舍音の報酬又は計量人の報酬の名義の下に小作料以外に百分の四乃至五を徴收するものあり。

高敞郡地方にありては斗量手數料として小作料納付の際小作料は舍音より計量するものなり舍音は斗量手數料として一筆地小作料毎五升嶺山盛一杯づゝ取ものもあり又は一石に付二升宛取るものもあり。

地主又は舍音に不祥事ありたる場合其他工事の場合は小作人自ら又は要求により出役することあり。

次に小作人が小作地を利用するに就いての制限の有無に關しては、畚に於ては普通作物の種類が限定さるゝ。又稀には其の品種を限定することもある。即ち地主に於て水稻優良種子を育成して小作人に配布し其の栽培を強制する如き例は多く之を見る。又地主中には畚に麥を裏作として栽培するを嫌ひ之を禁ずる者も稀にある。田に於ては、定租の場合には作物の種類品種とも限定

さるゝことなく、打作の場合にはその限定を見る場合が多い。然るに尙ほ定租の場合に於ては、桑樹果樹の如く永年生の植物でも契約解除の際原状に復するを條件として、自由に之を栽植するを許す慣習もある。打作の場合には永年生の植物を植付くことは原則として許されざるも、小作人に於て勝手に之を植付ける者もある。但其の場合には契約解除の際地主に於てその賠償を行はないのである。

畦畔上の作物は普通は小作人自由に之を栽培するを許されるが、地主中には之を厭ふ者もある。

小作地の形状及地目の變換は原則としては固より地主の承諾あるにあらざれば、小作人に於て自由に之を爲すを得ない。但し小作解約の際原状に復するを條件として契約期間中一時的な變化を爲すことは許さるゝ場合が少くない。尙ほ小作人の怠慢に依り小作地を荒廢せしむる如きことは一般的に禁止せられてある。

次に**小作地の轉貸**は地主の承諾あるにあらざれば小作人に於て自由に之を爲し得ざるを原則とする。然し内々轉貸さるゝ場合は少くない。前號に述べた『**中間小作**』又**小作**』等は此の明諾又は黙認に依て行はるゝ轉貸あるに依て生ずるものとす。然し近時は一般的に地主が之を注意する結果轉貸は漸次行はれざるに至りつゝある。そして一般的慣習としては轉貸は認められざるもの

なるが故に、たとへ事實上轉貸の行はれて居る場合に於ても、地主と轉借人との間には何等直接なる法律上の關係生ぜず、地主はたゞ轉貸人との間に普通の小作契約關係を有するのみである。そして轉貸人と轉借人との間には普通又たゞ口約に依る耕作上の收益分配の約束が存在するに過ぎぬ。そして地主、轉貸人及轉借人との間の收益分配の歩合は、地主は普通の小作料を收得するを例とし、稀に一割以内位低歩の小作料を收めて満足することがある。轉貸人の收得歩合は、小作料の一割乃至三割又は收穫量の五分乃至二割五分位を普通とし、轉借人の收得歩合は收穫高の二割五分乃至四割位である。尙ほ稀には轉貸人は二毛作番の麥のみにつき轉貸し一反歩に四圓内外の轉貸料を徴するもの又はたゞ轉貸地の麥稈のみを徴するものがある<sup>38)</sup>

次に小作地の立毛及小作權の賣買に就いて見るに、小作地の立毛其他附屬物の賣買は小作人の轉住、疾病、生活上の困難の場合に稀に行はれるに過ぎぬ。其の價格は固より一定せない。小作權の賣買も亦右等の事情に依り行はるゝことあり、又自己の家屋を賣却する際に之に附屬せしめて賣却さるゝことがある。併し何れも稀な例である。價格も一定せないが小作料の二三割に相當するを普通とする。鮮地内一般的に之をいへば立毛の賣買は其例を見ることが出来るが、小作權の賣買はよほど少いやうである。之れ理論上より考へても當然のことであつて、永小作權の如く物權たらず、たゞ普通の賃貸借たるに過ぎざる小作契約に於ては、小作權と稱するに足る獨立の

38) 小作慣行調査書四五頁以下

権利は無いから、その賣買の如きは、地主の意思を離れて單獨には行はれ難く、行はれても其の效力なきことゝなる恐が多いのだから、何人も好むで之を行はうとせない筈である。それに慣習として小作地の轉貸すら多く行はれない位だから、小作權の賣買の更に行はるゝ所少きは當然のことである。

最後に地主及小作人の賠償義務に就いて見るに、小作契約期間満了後は勿論のこと、期限内と雖も耕作期間外普通に解約の行はるゝ時期に於て解約さるゝときは、賠償の問題は起らないが、春分を経過して解約の行はるゝ場合には、小作人は地主に對して種子肥料代等小作人が投じたる作物上の費用につき賠償を要求する例は少くない。そして地主は大抵自ら之を辨償するか、さなくば新に小作せしむる者より之を賠償せしむるを例とする。そして裏作物は普通小作人の收得といふことになつて居るから、春分前に解約の通告がされても裏作の收穫迄は之を保有するのである。尤も舊小作人が他に轉居するか、死亡したか等の事情に依り解約の行はれる場合には、新舊小作人の協定により收穫物を適當に分配することもある。然るに小作人の不都合により解約が行はるゝ場合及びたゞ小作人の都合により解約せらるゝ場合には、賠償は行はれざるを以て例とする。此等の慣習は朝鮮内何處も大抵似たやうな有様と見ゆる。<sup>39)</sup>

## 七 地主の施設と小作人組合

朝鮮に於ける地主の地位は前既に之を述べたる如く小作人に對して一般的に頗る上位に在り、常に優越者を以て之に臨むで居る有様である。得て地主中の大地主なる者や智識徳望ある者や、多くは小作人の指導保護の爲めに種々の施設を爲し、併せて農事の改良の爲めにも施設する所が少くない。即ち例へば小作人組合の設置、優良小作人の表彰、優良小作人の先進地視察、小作米品評會の開催、原採種番の設置、綠肥種子の配布、耕牛の貸與、改良農具の配布貸付、低利資金の融通、金肥の貸付及一部負擔、優良種苗の配布、副業の獎勵、貯蓄の獎勵等のことを行ふのであつて、然かも之を行ふには又地主會を組織して、其の共同事業として行つて居るものが少くないのである。そして此の状態は朝鮮農村の現状の下に於ては、農事一般の改良と小作人の向上との爲めに貢獻する所實に尠からざる有様である。

試に此等施設の數者に就き、岩崎男爵家經營の東山農場に於ける實況を窺つて其の一斑を示すこととする。<sup>40)</sup> 東山農場に在つては先づ小作人選奨の爲めに、年々優良小作人並組合を選奨し、優良種子、耕牛、農具其他の金品を授與して居る。又朝鮮では從來一般に婦女子が野外勞働に従はざる風習があるので、之を革め彼等をして外業に従はしむる風を作り出さん爲めにも同農場は大

40) 東山農事株式會社朝鮮支店『經營方法及成績』(大正十三年一月刊)

いに努力し近年大いに成績を擧ぐるに至つた。次に産米の改良及増收に關しては大正三年より選種を勵行し、原種番採種番を設けて種子の改良に注意し、併せて水利の設備施肥の奨励をも行つて居るのである。尙ほ東山農場に在つては、農民經濟狀態の向上を圖らむ爲めに、小作人組合員に對して各自痛痒を感ぜざる程度に於て資金の蓄積を行はしめ、一戸當年額京畿出張所に於ては一圓二十錢、全北出張所にては一圓、全南出張所にては八十錢を豫出貯蓄せしむると同時に、東山農事株式會社としても小作人の積立つると同額の金員を年々給與することにした。其の大正十二年三月末現在は、正金一三四、三九一圓五八〇錢（内會社支給高及利子一〇一、五六四圓〇四〇）組合員積立高及利子三二、八二七圓五四〇（粃一、三九三石〇九一（内會社支給高一、二二三石八五〇）組合員積立高一七〇石二四一）白米一一四石四三八大豆一三石九九〇といふ有様であつた。本年現在は金員約十六萬圓に及むで居る。今後五六年にして三十萬圓を越す見込である。そして此の積立られたる資金は之を以て年々の經營資金として組合員に融通使用せしむるのであつて、借入を希望する者あるときは評議員の調査に基き其の決議に依て貸付を行ふのである。利子は年一割見當である。そして又小作人が農場を去る場合には當人の積立た金額と其の利子とを拂戻すことになつて居る。惟ふに此の施設の如きは農村下級金融の普及せざる朝鮮の實狀の下に於ては、小作農民に取り甚だ便利多きものたるや疑ない。

更に又東山農場に在つては、小作人が不時の災害に會して窮地に陥るが如き場合に對する救済策を講ずるに怠らず、不作其他の災厄に會し困難する者には金穀の無利子貸付を爲し、大凶作の際には小作料を減免し尙ほ小作人が翌年收穫期迄喰繋に要する食料の不足額を無利子年賦償還の方法を以て貸付することにして居る。大正八年の凶作時の如きは粃七百六十五萬石餘其の價格貳萬六千餘圓を貸付した。次に又同農場に在つては、小作人が高利の負債に苦みつゝある所大なるを見て數年前より小作人家計整理資金低利貸付を企て、其の基本調査を行ひ、種々の困難を排して近時漸く其の實行の緒につき、大正十一年度には初めて百八十二組合中九組合の整理を行つた。貸付方法は十ヶ年賦償還であつて利子は年七分として居る。大正十三年九月末日迄の整理實行三十四組合に及び貸付金額累計十萬六千九百九十六圓九十錢となつた。農場小作人の收穫は平均にすれば粃十石位なものであるから石十圓として其の收入僅かに百圓に過ぎぬ。然るに平均百七八十圓位の負債を荷つて居て其の利子は年五割から甚しいのになると六割も拂はねばならぬのだから、其の利子だけで既に年收益の半以上を出さねばならぬ。従て此の過度負債に苦める者は働いた所で他人の爲めに働くやうなものだから敢て多く働かうとせないのである。彼等の爲めに其の負債整理をしてやることは、實に急務中の急務であつて、彼等を勤勉に導くのは此道を以て始めねばならぬ。之れ東山農場が此の施設を爲す所以なりとせらるゝ。



すべて此等の施設を見るに就いては、東山農場に於ける小作人組合なるもの、如何なるものなるかを知らねばならぬ。東山農場所屬の小作人組合は、農場の獎勵に依り大正五年に至り各所を通じ全部の組織を見るに至つたものであつて、組合總數百八十二個其の組合員四千百六十八人である。組合は東山農場所屬の小作人のみより成る相互扶助的な共存共助組合であるが、農場の監督指導の下に立ち、固より農場と親善關係に在るべきものとする。其の性質は地主に對しては所謂協調的組合の部類に屬し、鬭争的組合では決して無い。其の規約左の如し。

第一條 本組合ハ農事ノ改良、風俗ノ改良ヲ圖リ兼テ組合員相互ノ便益ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ 組合ト稱ス

第三條 本組合ハ組合地域内ニ居住スル東山農事株式會社朝鮮支店小作人ヲ以テ組織ス

第四條 本組合ニ組合長、副組合長各一名及評議員若干名ヲ置ク、組合長ハ本規約ニ依り組合諸般ノ事務ヲ統理シ組合ヲ代表ス、副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長故障アル時ハ代理ス、評議員ハ組合ニ關スル諸般ノ評議ニ參與ス

第五條 組合長、副組合長及評議員ハ組合員中ヨリ組合總會ニ於テ選舉シ東山農事株式會社朝鮮支店ノ承認ヲ受クルモノトス

第六條 役員ノ任期ハ左ノ如シ

組合長、副組合長 三 年 評議員 二 年

但シ任期滿了後ハ再選スルコトヲ得

第七條 役員ニ缺員ヲ生シ業務執行上支障アル場合ハ臨時組合總會ヲ開キ其ノ補缺選舉ヲ行フ、補員者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第八條 本組合ハ毎年一回總會ヲ開キ事業報告及重要事項ノ商議ヲ爲ス

但シ必要ニ應ジ臨時總會ヲ開クコトアルベシ

第九條 評議員會ハ必要ニ應シ隨時開會ス

第十條 本組合ハ必要ニ應シ評議員會ノ決議ヲ經テ左ノ事業ヲ遂行スルモノトス

一、農業ニ必要ナル物品ノ共同購入

一、組合員ノ生産物共同販賣

一、組合員共同ノ耕作及貯蓄

一、組合員ヘ農業資金ノ貸付

一、組合員ヘ救済金穀ノ貸付

一、其他農事ノ改良、風俗ノ改善ニ必要ナル事項

前各項ノ事業ヲ決行セントスル時ハ豫メ東山農事株式會社朝鮮支店ノ承認ヲ受クヘキモノトス

第十一條 本組合ニ左ノ帳簿、書類ヲ備付ク

一、組合規約

二、組合員名簿

三、組合財産管理簿

四、組合財産ニ關スル證憑書類

五、其他必要書類帳簿

第十二條 組合員ハ何時ニテモ組合備付ノ帳簿、書類ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得

第十三條 組合員ハ東山農事株式會社朝鮮支店ノ指導ニ從フ可キモノトス

第十四條 組合員ニシテ左記各項ノ一ニ該當スル者アルトキハ之ヲ除名ス

一、東山農事株式會社朝鮮支店小作人ノ資格ヲ失ヒタル者

二、組合規約ニ違背シ改悛セサル者

三、犯罪人ト爲リタル者

但シ前項第二、第三ニ依ル除名ハ評議員會ノ決議ヲ經テ東山農事株式會社朝鮮支店ノ承認ヲ受クヘキモノトス

第十五條

組合員ノ相續人カ小作ヲ繼承シテ組合員トナリタル時ハ前者ノ權利義務ヲ繼承スヘキモノトス

第十六條

本組合規約ヲ改正セントスル時ハ總會ノ決議ヲ經テ東山農事株式會社朝鮮支店ノ承認ヲ受クヘキモノトス

第十七條

本組合員ハ第十條ノ目的ヲ遂行センカ爲ニ各自毎年金

ヲ積立ツルモノトス

第十八條

前條ニ依リ積立タル金員並ニ東山農事株式會社朝鮮支店ヨリ組合ニ給與セラレタル家畜、農具、穀物、金員等ハ總

テ組合財産トス

第十九條

組合財産ノ保管ハ總テ組合長ノ責任ニ屬シ處分又ハ運用セントスル時ハ評議員會ノ決議ヲ經テ東山農事株式會社朝

鮮支店ノ承認ヲ受クヘキモノトス

保管ノ方法ハ東山農事株式會社朝鮮支店ノ指圖ヲ受クヘキモノトス

第二十條

第十四條ニ依リ除名セラレタル者ハ組合財産中自己積立並ニ其レヨリ生シタル利得ノ外請求スル權利ナキモノトス

第二十一條

東山農事株式會社朝鮮支店ヨリ組合ニ給與セラレタル金品及其利得ハ組合ノ存立スル間分配セサルモノトス

第二十二條

組合長ハ出納ヲ明記シ何時ニテモ閱覽ニ供シ得ル簿帳財産管理簿ノ整理ヲ爲シ置クモノトス

以上は東山農場に於ける施設の一斑であるが、此れに類する施設は多くの内地人大地主や會社農場等に於て之を見ることが出来る。鮮人地主の間にも固より其例を見得る。小作人組合の如きに至つても、或は親睦的のものや、農事改良、小作人の經濟の改善、相互扶助等を目的とするも

のやは、他にも多くの例がある。試に不二興業株式會社西鮮農場に就いて見るも、細島興農親睦會といふのが其の一例たり得る。試に其の規約を示せば、

第一條 本會ハ興農親睦會ト稱ス

第二條 本會ハ龍川郡府羅而北兼洞和島ニ置キ不二農場小作人ヲ以テ組織ス

第三條 本會ノ目的ハ遊惰酒色ヲ戒メ農事精勵ト副業増進ヲ獎勵シ青年體育ノ向上衛生思想ノ發達生活ノ改善ト節約貯金ヲ

圖リ以テ相互ノ福利ヲ増進セシムルモノトス

第四條 本會員ハ正直勤勉ヲ旨トシ地方ノ模範タルヲ要スルモノトス

萬一會員ノ體面ヲ汚損シ且ツ會規ニ違反スル場合ハ左ノ罰法ヲ以テ處分ス

除 名 罰 金 罰金ハ金壹圓以内トス

第五條 本會ハ基本金トシテ會費ヲ徵收ス

但シ會費ハ金壹圓トス

第六條 本會ノ事務ヲ處理スルタメ左ノ役員ヲ置ク

會 長 一 名

副會長 一 名

會 計 一 名

書 記 一 名

幹 事 二 名

顧問 一 名

第七條 會長ハ會務一般ヲ總轄ス

- 第八條 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其ノ事務ヲ代理ス
- 第九條 會計ハ會長ノ指揮ヲ受ケ本會ノ財産ヲ整理ス
- 第十條 書記ハ本會一般ノ帳簿其他必要ナル事務ヲ取扱フモノトス
- 第十一條 顧問及幹事ハ一切ノ事項ヲ協議シ會長ノ諮問ニ應スルモノトス
- 第十二條 本會ノ役員ハ總テ無給トス  
但シ總會ノ決議ニ依リ報酬ヲ支給スルコトヲ得
- 第十三條 役員ハ定期總會ニ於テ投票公選スルモノトス
- 第十四條 役員ノ任期ハ滿一ケ年トス
- 第十五條 定期總會ハ毎年二回トシ春季皇靈祭日及ヒ秋季皇靈祭日トス
- 第十六條 臨時總會ハ必要ニ依リ會長之レヲ通知ス
- 第十七條 開會ハ會員半數以上ノ出席ヲ要スルモノトス
- 第十八條 本會規約ハ會員三分ノ二以上ノ賛成ヲ得サレハ變更スルコトヲ得サルモノトス
- 第十九條 本會ノ經費ハ本會ノ資産ヲ以テ支拂フモノトス
- 第二十條 本會ノ財産ハ適當ナル利子ニテ貸付スルモノトス
- 第二一條 本會ノ會費ヲ以テ餘興器具ヲ備ヘ祭日又ハ祝日ニ一般會員及ヒ農民ノ餘興ニ供スルモノトス
- 第二二條 部落内ニ於ケル火災盜難其ノ他非常事變アルトキハ鐘ヲ以テ會員ニ警告ス
- 第二三條 本會員死亡シ又ハ他ニ移住スルトキハ支出額ヲ返戻ス
- 第二四條 本會ヲ除名シタルモノニ對シテハ其支出額ヲ還付セス
- 第二五條 會員ノ父母及戸主又ハ妻死亡シタルトキハ香奠トシテ金貳拾錢宛ヲ贈リ會葬スルモノトス
- 第二六條 本會ハ永年繼續スルモノトシ無期限トス

第廿七條 本會ヲ解散シタル場合ハ精算人二名ヲ選ヒ本會ノ財産ヲ平均分配スルモノトス

總べて斯くの如く、朝鮮にはまだかゝる種類の小作人組合しか無いのであつて、地主に對抗して小作人の利益を擁護し主張することを以て目的とする小作人組合團體は發達して居らぬ。小規模なものや、やゝ秘密結社的のものやは探せば少々は有るであらうが、まだ多く表面に立つて活動して居るものはない。

然し事情は内地同様に急速に變化進展しつゝあるから、其種の組合を見、又地主小作人間の關係の對立的となつて來るのも、今後の勢としては、避け得られないことであらう。

尙ほ地主と小作人との情誼關係其他の關係を知るに就いては、地主と小作人との中間に立ち、小作人及小作地の管理を爲すを職とする者に就いて、一通り觀察を試むる必要がある。中小地主は勿論のこと、大地主でも自ら所有農地附近に住つて居る者は、小作人と直接の關係を持して居るが、所謂不在地主に至つては、小作地には舍音又は之に類似の管理人を置くを常とする。そして朝鮮には此種の不在地主の多數なることは、前に之を述べた通りである。又此等の地主中には、差人又は探備軍なる者を自宅に常置し又は臨時に雇入れて自家の用を辨せしめ必要がある場合

には舍音の許を巡回せしめ、又舍音と同じく小作地状況の調査や小作料の取立等のことを爲さしむる者がある。又庫直と稱する者を置いて其任に當らしむる者もある。そして此種の不在地主は地主として已に農事に疎く農民の利害に關して農事の改良を怠り又小作人を苦めることあるを免れ難きと共に、舍音其他の中間管理人が時狀に無理解で、又小作人に對して誅求を之れ事とし、種々の弊害を生ずる場合多きは容易に之を賂得べき所である。尙ほ東拓の如きに於ては農監なる者を置きて舍音の爲す任に當らしめ、又秋收員と稱して秋期地主に雇はれて小作管理に従事する者もある。

舍音なるもの、任務とする所は小作人の選定移動、小作料の決定検査徴收及保管、小作地の見廻り、小作料の減免に關する調査決定、公租公課の代納、小作地の修理改良に關する監督、小作契約の締結又は解約に關する事項等殆んど小作人と小作地とに關する一切の事項に及びて居る。然し近來は地主中含音の權限を縮小せんとする傾向が表はれて來た。

舍音の報酬は一様ならざるも、大約左の通りである。

- 一、小作料徴收額の百分一乃至五(普通は百分三内外)を受くるもの
- 二、小作粗量一石に對し五錢乃至貳拾錢(普通拾五錢内外)を受くるもの
- 三、優良なる小作地二反乃至四五反を無料耕作するもの

## 四、會社農場等に在つては月給拾圓乃至拾五圓を支給し旅費實費を支給するもの

右の中一及二が普通であるが、舍音は大抵役徳として小作人より種々の名義で多少づゝ金品を收納するを常とする。農監秋收員の如きも名こそ變れ其の任務は舍音に似たるもので、報酬は前者は月給後者は日給を受くるを普通とする。役徳として小作人より多少の收得を爲すも同様である。舍音の管理する小作地面積は廣きは五十町歩にも及び狭きは一町歩位のもある。

然らば舍音其他之に類するもの、存在することの利弊如何と見るに、それには固より一面利點もある。即ち舍音は常に小作人に接し小作地の實狀に明かなる爲めに、地主と小作人との中間に在つて、小作人の要求を聽き其の理否を判斷するにも便利の地位に在るし、小作料其他に關し地主小作人間の調和を圖り争を未然に防ぐにも貢獻する所あり得る。又舍音及之に類似する者は農事に關し普通小作人以上の智識と技倆とを有する爲めに小作人を實地に指導する上にも貢獻する所がある。けれども又それと同時に、此種の中間者あるが爲めに却つて地主と小作人との意思の疏通が出来ないで争の種を播いたり、又此等の者が自己の利得を多くせむ爲めに小作料を引上げたり、高く檢定したり、其の減免を行はなかつたり、其他小作人に一種の贈賄を強要したり、私情の爲めに猥りに小作地を引上げたり、小作料の容量斤量等を胡麻化して地主小作人双方に不利を與へたり、小作地を轉貸したり、小作料を費消したり、其他之に類する種々の弊害を醸す場合



が少くない。そして實狀に於ては從來利便よりも寧ろ弊害が多かつた。そこで近事に至つては進歩せる農場や地主は漸次舍音及類似の者を廢止する方針を取るに至つた。<sup>41)</sup>前に述べた東山農場の如きも其の廢止を斷行したのである。

## 八 小作問題の起不起

以上數項に涉つて述ぶる所に依り、私は、朝鮮に於ける小作制の現狀は略ぼ其の大様を明かにし得たと信ずる。そして其の實狀は大體に於て内地の實狀に比し更に一層幼稚なるを否み難い。従て其所に幾多の改良を要するものあるは、掩ひ難い所である。特に小作人の地位を向上せしめ其の經濟を充實發展せしめ、地主に對する權利を確實ならしむることの必要は、今後の問題としては實に堅要なるものとせなければならぬ。然るに現狀に於ては、小作人の大多數はまだ一般的に智能低く時勢に聞き爲め、農事の改良にしても其の地位と經濟との向上にしても、官や地主の指導奨励と保護鞭撻とに待たなければならぬ所多大だが、然し今後の問題としては、彼等の間に自覺が行はれて、組合團結其他に依る自助運動を以て、狀態の改善を圖らねばならぬ必要が、ひしひしと迫つて來ること、思はるゝ。

従て小作爭議の如きも、從來はまだ内地の如く頻發するに至らずとするも、今後は追々諸地方

41) 小作慣行調査書三〇七以下  
小作制度並農家經濟に關する調査書二二頁以下

に行はるゝに至るべきを豫想せなければならぬ。そしてその行はるべき理由と原因とは、内地以上も多く存在して居るのだから、其の勃發の勢が漸次熟するに至れば、かなり面倒なる事件の發展を見るに至るべきこと、想像に難からざる所である。現に全羅南北道あたりに於ても、微小の事件たり乍らどもかく小作争議と稱せらるゝものは數千件の多きに及び、北道調査書の示す所では二千三百二十七件と記されてある。蓋し之れ一葉落ちて秋を告ぐるもの。洵に時勢上止み難き現象である。然かも朝鮮に於ける争議は、地主が内地人又は内地人會社たる場合には、そこに民族的な感情や政治上の理由やの混じ來つて、内地以上に問題をして深刻難解ならしむべきは、先に之を論じた通りなれば、問題の今後に就いては、爲政者と識者とは今より大いに注意し講究し計畫する所なくてはならぬ。

然しそれにつけて是非必要と考へらるゝことは、大地主の如きに於て今より早く自作農創成の計畫を爲し、その所有地を適當に分割し適當の方法を以て小作人に分譲し、小作人をして今の小作料以上を納むることなくして然かも何年かの後には自作農民たるを得せしむべき道を講ずるの必要切實なることである。たゞ朝鮮では土地が安い、然も小作料は高い、小作人は愚で比較的順従である、土地を持ては内地で持つよりも遙かに有利だ、今の中に多くを求めて出來得るだけの利得を其間から絞り出さねばならぬといふ様な、簡單な考で居た日には、そして其の態度を持

して居た日には、後日大いなる悔を招くは避け難い所であらう。私は大きく之を朝鮮の統治、文化發展及び經濟的開發の上から見るも、又之を地主及び小作人の利害から見るも、斯かる考へ方と斯かる態度とは、百害あつて一利なきを信ずる。

洵に朝鮮に於ける小作問題は、今後若しその起り來ることの避け難しとせば、之れ單純なる經濟問題にあらず、又社會問題たるに止らず、同時に政治問題として、一般の狀勢は英國に於ける愛蘭問題に似たやうな發展を見ることゝならぬとも限らない。そして斯かる問題の起ることそれ自身は、何も恐るべきではない。又多く憂ふべきでもない。たゞ之が爲めに朝鮮の農村と農業とを一般的に疲弊荒廢せしむる勢を促進するが如きことあらば、それこそ商工經濟のまだ發達しない朝鮮としては經濟的に之を見て由々救大事といはねばならぬ。内地農業維持の必要なる以上に、朝鮮としては農業維持が必要である。朝鮮の農業はどうしても嘔み育てられねばならぬのである。内部から之を毀傷することの無いやうに、私は吳々も祈望する次第である。(完)